

## 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学発ベンチャー称号授与規程

### (目的)

第1条 この規程は、アントレプレナーシップの育成、イノベーションの創出及び地域におけるエコシステムの発展に向け、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学(以下「本学」という。)におけるベンチャー企業(以下「大学発ベンチャー」という。)の適正な支援を図るための称号の授与等について必要な事項を定めるものとする。

### (申請資格)

第2条 この規程において、大学発ベンチャーとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学、本学の役員もしくは教職員(過去に役員又は教職員であった者を含む。)又は学生が所有する知的財産権を活用するもの
- (2) 本学で得られた研究成果又は本学で修得した技術等を活用するもの
- (3) 本学の役員、教職員、学生もしくは過去に学生であった者が発起人又は起業時の取締役もしくはその相当職であるもの

### (授与する称号)

第3条 授与する称号は、「神奈川県立保健福祉大学発ベンチャー」とする。

### (称号授与の手続き等)

第4条 称号を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学発ベンチャー称号申請書(様式1)により学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、保健福祉学部及び保健福祉学研究科にかかる場合は総務・企画委員会、ヘルスイノベーション研究科にかかる場合はヘルスイノベーション研究科運営会議、実践教育センターにかかる場合は実践教育センター運営会議(以下「委員会等」という。)における審査及び教育研究審議会の議を経て認定等の決定を行う。

3 学長は、前項の決定結果を文書により申請者に通知するものとする。

### (期間)

第5条 称号の付与期間は、授与した日から5年とする。ただし、当該期間は更新することができる。

2 称号の付与期間を更新しようとする者は、期間終了の3か月前までに、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学発ベンチャー称号授与期間更新申請書(様式2)により学長に申請しなければならない。

- 3 学長は、前項の申請があったときは、前条第2項に規定する審査は不要とし、委員会等において確認を行った上で、教育研究審議会への報告をもって称号の付与を更新することができる。

(活動内容等の報告)

第6条 第4条により称号を授与された神奈川県立保健福祉大学発ベンチャー(以下「認定ベンチャー」という。)は、毎年度、決算日から3か月以内に、神奈川県立保健福祉大学発ベンチャーの事業報告について(様式3)並びに事業報告書及び収支決算書(設立後1年未満の場合は財務状況を示す書類)(以下「事業報告書等」という。)により、学長に活動内容を報告しなければならない。

- 2 認定ベンチャーが次の各号のいずれかに該当したときは、当該企業の代表者又は清算人は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
- (1) 会社法(平成17年法律第86号)に定める解散となったとき
  - (2) 破産法(平成16年法律第75号)に定める破産手続開始の決定を受けたとき
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続開始の決定を受けたとき
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に定める更生手続開始の決定を受けたとき
  - (5) 不正競争防止法(平成5年法律第47号)に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条又は第22条に定める行為により有罪が確定したとき

(称号授与の取消し)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定ベンチャーの称号を、称号の付与期間終了を待たずに取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する企業に該当しなくなったとき
  - (2) 本学又は当該企業の社会的信用を失墜させる行為を行ったとき
  - (3) 前条第1項に定める事業報告書等を提出しないとき又は同条第2項のいずれかの報告があったとき
  - (4) 学長に対し、称号の辞退を申し出たとき
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、認定ベンチャーに反社会的勢力の関与が疑われる場合等で、称号を保持させることが適当でないときと学長が認めたとき
- 2 前項の取消しを受けた企業は、取消しを受けた日以後、称号を使用してはならない

(称号授与等の公表)

第8条 学長は、称号の授与又は取消しを行ったときは、本学のホームページへの掲載等により公表するものとする。

(使用の制限)

第9条 認定ベンチャーは、自社の製品、サービス等の内容及び品質を保証するために、称号を使用してはならない。

(免責)

第10条 本学は、認定ベンチャーの製品、サービス等の内容及び品質を保証しない。

2 称号の授与又は取消しにより、認定ベンチャー又は第三者に損害が生じた場合であっても、本学は、当該損害を賠償する義務を負わない。

(認定ベンチャーへの支援)

第11条 本学は、認定ベンチャーに対し、大学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 認定ベンチャーロゴマークの使用を認めること
- (2) 本学が所有する知的財産権又は研究成果等の使用に配慮すること
- (3) 企業活動に係る様々な情報の提供及び本学のホームページ等において広報を行うこと
- (4) 地域におけるエコシステムの活用を後押しすること
- (5) その他学長が必要と認めること

(事務)

第12条 本規程に関する事務は、当面の間ヘルスイノベーションスクール担当課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、称号に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月31日から施行する。